

集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書

7月1日、安倍内閣は集団的自衛権の行使容認を臨時閣議で決定した。これまでの歴代自民党政権の憲法解釈は、「憲法9条のもとにおける自衛権の行使は、必要最小限の行使を除き、いわゆる侵略戦争に限らず、国際関係に於いて武力を用いることを広く禁ずるものである」とし、集団的自衛権の行使は憲法上許されないものということであった。例えばイラク、アフガニスタンに自衛隊を派兵した時でさえ、特措法の第2条2項と3項には「武力行使に当たるものであってはならない」、「戦闘行為が行われない地域」という二つの歯止めが明記されていた。

ところが今回の閣議決定は「武力行使」の「新3要件」なるものを示し、日本に対する武力攻撃がなくても、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の件が根底から覆される明白な危険がある場合」には「憲法9条のもとで許容される自衛の措置」として、集団的自衛権の行使、即ち武力の行使ができるというものである。

今回の閣議決定に対し、国民世論は反対60.2%、説明不足と答えたのは84.1%（共同通信8月2日～3日世論調査）であり、立憲主義の否定に国民は厳しく対峙している。

緊張が叫ばれる国際情勢の変化には、憲法と平和外交による日本の立場を堅持し対応すべきである。

戦後69年の間、わが国はこれまで一人の戦争犠牲者も出したことはない。住民の生命と財産を守る責任を担う自治体として、住民が再び戦争によって惨害を被ることがないように、憲法を暮らしにいかし、平和主義を堅持することは当然の責務である。

よって政府は、解釈改憲による集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、集団的自衛権行使の立法措置をおこなわないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

内閣総理大臣 安倍晋三様

福島県双葉郡浪江町議会